

所管部課	教育部中央図書館	部長	小俣 学	
件名	東大和市立図書館資料複写サービス取扱要綱の一部を改正する要綱について			
	区分	1 審議事項	<input type="radio"/>	2 報告事項
関係事項	条例規則	東大和市立図書館条例		
	部課機関			
<p>1. 要 旨</p> <p>東大和市立図書館資料複写サービス取扱要綱について、令和5年4月1日から中央図書館に設置している利用者用の電子複写機の更新に伴い複写サービスの内容が変更になることにより、一部改正を行う。</p> <p>(1) 主な改正点 第5条中の複写料金にカラーコピーに要する費用として、1枚あたり50円を追加する。</p> <p>(2) 施行日 令和5年4月1日</p> <p>(3) 影響及び効果 カラーの資料複写サービスを導入することにより、図書館利用者の利便性の向上が図れる。</p>				
<p>2. 経 過 (現時点に至るまでの経過)</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和5年3月28日 令和5年第3回教育委員会定例会において「東大和市立図書館資料複写サービス取扱要綱の一部を改正する要綱」について、報告済み。 文書課において審査済み。 				
<p>3. 留意事項 (問題点等)</p>				
<p>4. 主管部処理案 (検討結果等)</p> <p>庁議終了後、速やかに改正手続きを進めたい。</p>				
<p>5. 審議結果</p>				

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。